

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験要件

サービス管理責任者の実務経験要件 (○は国の基準で定められている実務要件、●は県で認めている実務経験要件)		児童発達支援管理責任者の実務経験要件 (○は国の基準で定められている実務要件、●は県で認めている実務経験要件)	
① 相談支援業務 5年以上	ア 相談支援事業に従事する者 ○地域生活支援事業○障害児相談支援事業○身体障害者相談支援事業○知的障害者相談支援事業	① 相談支援業務 通算5年以上(うち*のない業務経験が通算3年以上)	ア 相談支援事業に従事する者 ○地域生活支援事業○障害児相談支援事業○身体障害者相談支援事業○知的障害者相談支援事業
	イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 ○児童相談所○身体障害者更生相談所○精神障害者社会復帰施設○知的障害者更生相談所○福祉事務所○発達障害者支援センター●保健所●市町村役場		イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 ○児童相談所○児童家庭支援センター○身体障害者更生相談所○精神障害者社会復帰施設○知的障害者更生相談所○福祉事務所○発達障害者支援センター●地域保健法に基づく保健所●市町村
	ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 ○障害者支援施設○障害児入所施設○老人福祉施設○精神保健福祉センター○救護施設及び更生施設○介護老人保健施設○地域包括支援センター○居宅介護支援事業所		ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 ○障害児入所施設○乳児院○児童養護施設○児童心理治療施設○児童自立支援施設○障害者支援施設○精神保健福祉センター ○救護施設＊○更生施設＊ ○老人福祉施設＊○介護老人保健施設＊○地域包括支援センター＊ ●身体障害者療護施設●身体障害者授産施設●身体障害者更生施設●身体障害者福祉ホーム●身体障害者福祉センター●知的障害者授産施設●知的障害者更生施設●知的障害者通勤寮●知的障害者福祉ホーム●知的障害児施設●第一種自閉症児施設●第二種自閉症児施設●知的障害児通園施設●盲ろうあ児施設●肢体不自由児施設(入所、通所)●肢体不自由児療護施設●重症心身障害児施設●指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)●知的障害者地域生活援助●精神障害者地域生活援助●地域就労援助センター●市町村から補助又は委託を受けている作業所等
	エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 ○障害者職業センター○障害者就業・生活支援センター		エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 ○障害者職業センター○障害者就業・生活支援センター
	オ 特別支援教育における進路指導・教育相談の業務に従事する者 ○特別支援学校		オ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)において相談支援の業務に従事する者 ○幼稚園○小学校○中学校○義務教育学校○高等学校○中等教育学校○特別支援学校○高等専門学校
② 直接支援業務 8年以上	カ 保険医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 居宅介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等(※1)を有する者 (4) 上記アからオに掲げる業務に1年間以上従事した者	② 直接支援業務 通算8年以上(うち*のない業務経験が通算3年以上)	カ 医療機関において相談支援業務に従事するもので、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 居宅介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等(※1)を有する者 (4) 上記アからオに掲げる業務に1年間以上従事した者
	キ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ●身体障害者更生施設●身体障害者療護施設●身体障害者福祉ホーム●身体障害者授産施設●身体障害者福祉センター ●知的障害者更生施設●知的障害者授産施設●知的障害者通勤寮●知的障害者福祉ホーム●知的障害者地域生活援助 ●精神障害者地域生活援助 ●知的障害児施設●第一種自閉症児施設●第二種自閉症児施設●知的障害児通園施設●盲ろうあ児施設●肢体不自由児施設(入所、通所)●肢体不自由児療護施設●重症心身障害児施設●指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) ●地域就労援助センター ●市町村から補助または委託を受けている作業所等 ●小学校、中学校の特別支援学級のいずれかにおいて主に相談支援の業務に従事した者		
	ア 施設及び保険医療機関等において介護業務又は訓練等の業務に従事する者 ○障害者支援施設○障害児入所施設○老人福祉施設○介護老人保健施設○療養病床○障害福祉サービス事業○障害児通所支援事業○老人居宅介護等事業○保険医療機関○保険薬局○訪問看護事業所		ア 施設等において介護業務に従事する者 ○障害児入所施設○助産施設○乳児院○母子生活支援施設○保育所○幼保連携型認定こども園○児童厚生施設○児童家庭支援センター○児童養護施設○児童心理治療施設○児童自立支援施設○障害者支援施設 ○老人福祉施設＊○介護老人保健施設＊○病院又は診療所の療養病床関係病室＊ ●身体障害者療護施設●身体障害者授産施設●身体障害者更生施設●身体障害者福祉ホーム●身体障害者福祉センター ●知的障害者授産施設●知的障害者更生施設●知的障害者通勤寮●知的障害者福祉ホーム●知的障害児施設●第一種自閉症児施設●第二種自閉症児施設●知的障害児通園施設●盲ろうあ児施設●肢体不自由児施設(入所、通所)●肢体不自由児療護施設●重症心身障害児施設●指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)●知的障害者地域生活援助●精神障害者地域生活援助●地域就労援助センター
	イ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 ○特例子会社○重度障害者多数雇用事業所		イ 事業所等において介護業務に従事するもの ○障害児通所支援事業○児童自立生活援助事業○放課後児童健全育成事業○子育て短期支援事業○乳児家庭全戸訪問事業○養育支援訪問事業○地域子育て支援拠点事業○一時預かり事業○小規模住居型児童養育事業○家庭的保育事業○小規模保育事業○居宅訪問型保育事業○事業所内保育事業○病児保育事業○子育て援助活動支援事業○障害福祉サービス事業 ○老人居宅介護等事業＊ ●身体障害者居宅介護●知的障害者居宅介護●児童居宅介護●精神障害者居宅介護●身体障害者デイサービス●児童デイサービス●知的障害児施設●第一種自閉症児施設●第二種自閉症児施設●知的障害児通園施設●盲ろうあ児施設●肢体不自由児施設(入所、通所)●肢体不自由児療護施設●重症心身障害児施設●指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)●知的障害者地域生活援助●精神障害者地域生活援助●市町村から補助または委託を受けている作業所等
	ウ 特別支援教育における職業教育の業務に従事する者 ○特別支援学校		ウ 医療機関等において介護業務に従事する者 ○保険医療機関○保険薬局○訪問看護事業所
エ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事するもの ○特例子会社＊○助成金受給事業所＊		エ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事するもの ○特例子会社＊○助成金受給事業所＊	
オ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く) ○幼稚園○小学校○中学校○義務教育学校○高等学校○中等教育学校○特別支援学校○高等専門学校		オ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く) ○幼稚園○小学校○中学校○義務教育学校○高等学校○中等教育学校○特別支援学校○高等専門学校	

エ 者	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する			
	●改正前の身体障害者居宅介護●改正前の知的障害者居宅介護●改正前の児童居宅介護●改正前の精神障害者居宅介護●改正前の身体障害者デイサービス●改正前の児童デイサービス ●身体障害者更生施設●身体障害者療護施設●身体障害者福祉ホーム●身体障害者授産施設●身体障害者福祉センター ●知的障害者デイサービスセンター●知的障害者更生施設●知的障害者授産施設●知的障害者通勤寮●知的障害者福祉ホーム●知的障害者地域生活援助 ●知的障害児施設●第一種自閉症児施設●第二種自閉症児施設●知的障害児通園施設●盲ろうあ児施設●肢体不自由児施設（入所、通所）●肢体不自由児療護施設●重症心身障害児施設●指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） ●精神障害者社会復帰施設●精神障害者地域生活援助 ●地域活動支援センター●市町村から補助または委託を受けている作業所等 ●小学校、中学校の特別支援学級のいずれかにおいて主に直接支援業務に従事した者			
② 直接支援業務	ア 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者	②の直接支援業務の経験が通算5年以上	ア 次のいずれかに該当する者	②の直接支援業務の経験が通算5年以上
8 年 以上	(1) 社会福祉主事任用資格を有する者		(1) 社会福祉主事任用資格	
	(2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの（ホームヘルパー2級（現：介護職員初任者研修）以上に相当する研修を修了した者）		(2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの（ホームヘルパー2級（現：介護職員初任者研修）以上に相当する研修を修了した者）	
③ 有資格者等	(3) 保育士又は国家戦略特別区域限定保育士		(3) 保育士又は国家戦略特別区域限定保育士	
	(4) 児童指導員任用資格者		(4) 児童指導員任用資格者	
	(5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者		(5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	
	イ 上記①の相談支援業務及び②の直接支援業務に従事する者で、 国家資格等（※1）による業務に3年以上従事している者	①と②の経験が通算3年以上	イ 国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	①と②の経験が通算3年以上

※１ 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

ここで、１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上であることをいうものとする。例えば、５年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が５年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が９００日以上であることをいう。

※相談支援の業務とは
身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務
（児発管の場合は児童への相談、助言、指導その他の支援業務も含む）

※直接支援の業務とは
身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務
（児発管の場合は児童への介護、訓練等の業務も含む）